

市民活動支援補助金実施事業募集要項（抜粋版）

1. 市民活動支援補助金の目的

市民活動を行う団体の公益的な活動に対し、団体を育てていくとともに、様々な地域課題の解決を図ることを目的に市民活動支援補助金を交付します。

2. 補助対象事業の要件

(1) 団体等が行う公益的・社会貢献的な市民活動（事業）であって、主たる活動が逗子市内の活動であるもの又は活動の拠点が逗子市内にあるもの

※ただし、次のいずれかに該当するものは対象外です

- ① 営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 政治、宗教、選挙活動に関わるもの
- ④ 国、地方公共団体その他の団体から当該事業に助成等を受けているもの

3. 申請者の要件

市民活動団体、NPO法人、ボランティア団体、自治会・町内会、企業、大学、その他の自主的に社会貢献活動を行う団体（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限ります。）で、次の要件をすべて満たす団体とします。

- ① 構成員が3人以上であり、かつ、構成員の2分の1以上の者が市内に在住、在勤又は在学していること。
- ② 同一の会計年度において、逗子市から同種の補助金等の交付を受けていないこと。
- ③ 団体の活動が今後も継続する見込みがあること。
- ④ 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とした団体でないこと。
- ⑤ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し若しくはこれらに反対することを目的に活動する者でないこと。
- ⑥ 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ⑦ その他公序良俗に反する団体でないこと。

※ステップ1については、団体等の設立前でも申請することができます。

※逗子市住民自治協議会の設立及び運営等の支援に関する要綱に基づく準備会及び協議会は、申請することができません。

4. 補助金の種類と補助金額について

申請できる補助金の種類及び補助金額等は、次の2種類です。

ステップ1とステップ2を同時に申請することはできません。

補助金の種類	内容・目的	補助金額 (上限額)	交付条件等
ステップ1	市民活動を立ち上げ、又は市民活動を軌道に乗せるために要する初期的経費が対象です。	50,000円	<ul style="list-style-type: none">◆団体の活動を軌道に乗せるために必要と判断される場合には、第二年度に上限額の1/2、第三年度に上限額の1/4までの補助金を交付し、最大で3年間交付します。◆交付申請後に団体を設立する場合には、交付年度内に設立することとし、補助金の請求は、団体設立後でなければできません。
ステップ2	団体等の活動を更に発展させるために必要な経費とし、事業実施に必要な経費の2分の1以内の額を対象とします。	200,000円	<ul style="list-style-type: none">◆複数年実施することにより、さらなる効果が期待できる場合には、最大で3年間交付します。◆対象となる事業形態は下記の①～③とします。